

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第56号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和58年岩手県規則第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(医療機関等の指定申請書等) 第17条 [略] 2～8 [略] 9 省令第14条第3項の規定による届出は、別に定める様式による生活保護法指定医療機関（介護機関、助産機関、施術機関）処分届書により行わなければならない。 10 [略]	(医療機関等の指定申請書等) 第17条 [略] 2～8 [略] 9 省令第14条第4項の規定による届出は、別に定める様式による生活保護法指定医療機関（介護機関、助産機関、施術機関）処分届書により行わなければならない。 10 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。